

## 1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(6点)
- (1) 国民は、すべての基本的人権の□アを妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
  - (2) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の□イによつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
  - (3) 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び□ウの向上及び増進に努めなければならない。
  - (4) 国会は、□エを受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。
  - (5) 裁判所が、裁判官の□オで、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。
  - (6) すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の□カを得なければならない。
2. 次のア～クのうち正しいものを4つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)
- ア. 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の三分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。
  - イ. 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の四分の三以上の多数による議決を必要とする。
  - ウ. 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
  - エ. 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
  - オ. 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その二分の一以上は、国会議員の中から選ばなければならない。
  - カ. 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
  - キ. 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその三分の二以上の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。
  - ク. この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。

## 2. 民法

1. 次の文章は民法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) 意思表示は、□ア□がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が□ア□の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。
- (2) 占有物が占有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は損傷したときは、その回復者に対し、悪意の占有者はその損害の全部の賠償をする義務を負い、善意の占有者はその滅失又は損傷によって現に利益を受けている限度において賠償をする義務を負う。ただし、□イ□のない占有者は、善意であるときであっても、全部の賠償をしなければならない。
- (3) 取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、□ウ□がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。
- (4) 先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。ただし、先取特権者は、その払渡し又は引渡しの前に□エ□をしなければならない。
- (5) 質権者は、質権設定者に、自己に代わって質物の□オ□をさせることができない。
- (6) 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から□カ□を負う。

2. 次のア～クのうち正しいものを4つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- ア. 不在者の生死が五年間明らかでないときは、高等裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。
- イ. 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。
- ウ. 各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、三年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることを妨げない。
- エ. 共有者の一人が他の共有者に対して共有に関する債権を有するときは、分割に際し、債務者に帰属すべき共有物の部分をもって、その弁済に充てることができる。
- オ. 動産質権者は、継続して質物を占有しなければ、その質権をもって第三者に対抗することができない。
- カ. 同一の不動産について数個の抵当権が設定されたときは、その抵当権の順位は、登記の前後による。
- キ. 利息の支払が六箇月分以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、これを元本に組み入れることができる。

ク. 処分につき行為能力の制限を受けた者又は処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。

- 一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借 十年
- 二 前号に掲げる賃貸借以外の土地の賃貸借 五年
- 三 建物の賃貸借 三年
- 四 動産の賃貸借 一年

### 3. 商法

1. 次の文章は商法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。

(6点)

- (1) 航海中ニ在ル船舶ノ所有権ヲ譲渡シタル場合ニ於テ□□□□ナキトキハ其航海ニ因リテ生スル損益ハ譲受人ニ帰スヘキモノトス
- (2) 船舶管理人ハ毎航海ノ終ニ於テ遅滞ナク其航海ニ関スル計算ヲ為シテ各船舶共有者ノ□□□□ヲ求ムルコトヲ要ス
- (3) 船長ハ遅滞ナク航海ニ関スル重要ナル事項ヲ□□□□ニ報告スルコトヲ要ス
- (4) 荷受人カ運送品ヲ受取リタルトキハ運送契約又ハ□□□□ノ趣旨ニ従ヒ運送賃、附随ノ費用、立替金、碇泊料及ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フ義務ヲ負フ
- (5) 船荷証券其他積荷ノ価格ヲ評定スルニ足ルヘキ書類ナクシテ船積シタル荷物又ハ属具目録ニ記載セサル属具ニ加ヘタル損害ハ□□□□ニ於テ之ヲ分担スルコトヲ要セス
- (6) 救助者ハ其債権ニ付キ救助シタル積荷ノ上ニ□□□□ヲ有ス

2. 次のア～クのうち正しいものを4つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。

(4点)

- ア. 船籍港外ニ於テハ船長ハ航海ノ為メニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス
- イ. 船舶所有者ハ船長以外ノ者ニ船長ニ代ハリテ船荷証券ヲ交付スルコトヲ委任スルコトヲ得
- ウ. 旅客カ死亡シタルトキハ船舶所有者ハ最モ其相続人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ其船中ニ在ル手荷物ノ処分ヲ為スコトヲ要ス
- エ. 船荷証券其他積荷ノ価格ヲ評定スルニ足ルヘキ書類ニ積荷ノ実価ヨリ高キ価額ヲ記載シタルトキハ其積荷ニ加ヘタル損害ノ額ハ其記載シタル価額ニ依リテ之ヲ定ム
- オ. 救助ニ従事シタル船舶カ帆船ナルトキハ救助料ノ三分ノ二、汽船ナルトキハ其二分ノ一ヲ船舶所有者ニ支払ヒ其残額ハ折半シテ之ヲ船長及ヒ海員ニ支払フコトヲ要ス
- カ. 救助料ノ請求権ハ救助ヲ為シタル時ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
- キ. 船舶債権者ノ先取特権ト他ノ先取特権ト競合スル場合ニ於テハ船舶債権者ノ先取特権ハ他ノ先取特権ニ先ツ
- ク. 船舶債権者ノ先取特権ハ其発生後二年ヲ経過シタルトキハ消滅ス

#### 4. 国土交通省設置法

1. 次に掲げる事務を所管している国土交通省海事局と地方運輸局の内部組織の名称の組み合わせとして、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(5点)

- (1) 海事代理士に関すること。
- (2) 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- (3) 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。
- (4) 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
- (5) 船員の教育及び養成に関すること。

#### 【組み合わせ】

(本省)	—	(地方運輸局)
(1) 海事局総務課		海事振興部又は海事部
(2) 海事局内航課		海上安全環境部又は海事部
(3) 海事局船員政策課		海事振興部又は海事部
(4) 海事局造船課		海上安全環境部又は海事部
(5) 海事局船員政策課		海事振興部又は海事部

2. 次に掲げる地を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称及び位置(都道府県名)を例にならって解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 群馬県
- (2) 静岡県
- (3) 福井県
- (4) 高知県
- (5) 長野県

(例) (8)青 森 県

番 号	(8)
名 称	東北運輸局
位 置	宮城県

## 5. 船員法

1. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。

(10点)

- (1) 常時人の船員を使用する船舶所有者は、給料その他の報酬、、休日及び休暇、について就業規則を作成し、これを行政官庁に届け出なければならない。
- (2) 船舶所有者は、年齢年未満の船員及びの船員を午後から翌日の午前5時までの間においては作業に従事させてはならない。また、家族経営の船舶を除き、年齢年未満の者を船員として使用してはならない。
- (3) 災害補償の支払いを受けるべき者が、同一の事由により法による保険給付に基づき災害補償に相当する額を受給することがあれば、船舶所有者は災害補償の支払いの責任を免除される。
- (4) 船員労務官は、船員法、労働基準法及び船員法に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定するの職務を行う。
- (5) 船長は、船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他のが発生したときは、航行に関する報告をしなければならない。

2. 次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(5点)

- (1) 外国人の受有する船員手帳の有効期間は、2年である。
- (2) 船員法上で認められている懲戒の種類は、10日以内の上陸禁止と戒告の2種である。
- (3) 雇入契約は、船員による労務の提供と船舶所有者による賃金の支払いによる双務契約であることから、船舶所有者は、雇入契約の不履行について損害賠償を予定する契約をすることができる。
- (4) 船舶が外国の港にあるときは、労働関係に関する争議行為をしてはならない。
- (5) 川と港のみを往復する屋形船の乗組員は、船員法は適用されない。

3. 予備船員の定義を述べよ。(2点)

4. 船舶所有者の一方的意思表示により雇入契約を解除することができるのはどのようなときか。解除原因の例を3つ挙げよ。(3点)

## 6. 船員職業安定法

1. 船員職業安定法及び同法施行規則に関する次の文章中、に入る適切な語句を下欄から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 無料船員職業紹介許可事業者は、毎年までに、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの間における船員職業紹介所ごとの船員職業紹介事業に係る事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。
- (2) 船員職業安定法で「船員労務供給」とは、に基づいて人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させることをいい、船員派遣に該当するものを含まない。
- (3) 船員派遣元事業主は、船員職業安定法第64条第1項に規定する事業報告書及び収支決算書を、毎事業年度経過後月以内に作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。
- (4) 船員職業安定法で「派遣先」とは、船員事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者をいう。
- (5) 派遣先は、派遣就業に関し船員職業安定法第85条各号に掲げる事項を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、を選任しなければならない。

- |           |          |          |        |        |       |        |
|-----------|----------|----------|--------|--------|-------|--------|
| ① 4月30日   | ② 5月31日  | ③ 6月30日  | ④ 派遣契約 | ⑤ 労務契約 |       |        |
| ⑥ 供給契約    | ⑦ 1      | ⑧ 3      | ⑨ 5    | ⑩ 派遣先  | ⑪ 派遣元 | ⑫ 労務供給 |
| ⑬ 労務管理責任者 | ⑭ 派遣先責任者 | ⑮ 派遣元責任者 |        |        |       |        |

2. 次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(5点)

- (1) 船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する協同の団体又は公益を目的とする団体で船員職業安定法第34条第1項各号の条件を具備するものは、国土交通大臣に届け出て、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。
- (2) 船員職業安定法第62条第1項の規定による船員派遣事業廃止の届出をしようとする者は、当該船員派遣事業を廃止した日の翌日から起算して1週間以内に、船員派遣事業廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- (3) 船員職業安定法第61条第4項の規定による船員派遣事業許可証の書換えを受け

ようとする者は、国土交通省令で定める手数料として許可証1枚につき3千円を納付しなければならない。

- (4) 船員職業安定法第60条第2項の規定によりその更新を受けた場合における船員派遣事業の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年とする。
- (5) 船員労務供給事業には、期間傭船契約による場合を除き、請負契約により人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させる事業を含む。

## 7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 次の文章中の  に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(8点)

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び  等を定め、もって船舶の  を図ることを目的とする。
- (2) 国土交通大臣は、海技士 () に係る免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、船舶の  の種類についての限定をすることができる。
- (3) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に基づく船舶職員乗組み基準特例許可申請書は、 を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。
- (4) 海技士は、海技免状を滅失し、又は  したときは、海技免状  申請書を国土交通大臣に提出し、海技免状の  を申請することができる。
- (5) 海技免状更新申請書の提出は、 の地方運輸局等を経由してしなければならない。
- (6) 海技試験を受験する際の乗船履歴として認めない履歴は、試験開始期日からさかのぼり、 年を超える前の履歴等である。

2. 次の文章中の  に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(6点)

現に交付を受けている海技免状の有効期間は  年で、更新を行わずに有効期間が満了したときは、免状が失効し、その免状では引き続き船舶に乗り組むことができなくなるので、有効期間内に更新の手続きを行う必要がある。更新の手続きは、有効期間が満了する  前から行うことができる。更新を申請する者は、以下の(1)～(6)の書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 海技免状更新申請書
- (2) 海技士  証明書又は  第一種合格証明書若しくは  第二種合格証明書
- (3) 次のいずれかの書類
  - ①  を有することを証明する書類
  - ②  を有する者と同等以上の知識及び経験を有する者であることを証明する書類
  - ③  を修了したことを証明する書類
- (4) 海技免状用写真票
- (5) 手数料の納付書
- (6)  の提示 (海技士 (通信) 及び海技士 (電子通信) の場合)

3. 六級海技士(航海)の資格についての免許を受けようとする者が修了していなければならない免許講習の課程を3つあげよ。(3点)

4. 五級海技士(航海)の試験を受けるには、総トン数10トン以上の船舶に乗り組み3年以上船舶の運航に携わった履歴、又は、総トン数20トン以上の船舶に六級海技士(航海)の資格で船長又は航海士として1年以上乗り組んだ履歴が必要である。

今ここに、

- ① 総トン数5トンの船舶に、一級小型船舶操縦士の資格で、船長として6ヶ月乗船した履歴
- ② 総トン数17トンの船舶に乗り組み、1年2ヶ月船舶の運航に携わった履歴
- ③ 総トン数96トンの船舶に、六級海技士(航海)の資格で、一等航海士として7ヶ月乗り組んだ履歴

の3つの異なる乗船履歴を有する者の場合

- (1) この者は、五級海技士(航海)の試験を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。(1点)
- (2) その理由を述べよ。(2点)

## 8. 海上運送法

1. 次の文章中  に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 一般旅客定期航路事業者を営もうとする者は、 ア  ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (2) 一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、船舶運航計画（指定区間に係るものを除く。）を定め、国土交通省令の定める手続により、 イ  までに、国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める方法により、運賃及び料金並びに運送約款を  ウ  しなければならない。
- (4) 一般旅客定期航路事業者がその事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の  エ  を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
- (5) 一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の  オ  を受けなければ、その効力を生じない。
- (6) 貨物定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の  カ  （人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、 キ  ）までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。
- (7) 旅客不定期航路事業者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日から  ク  に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- (8) 海上運送法の規定は、次に掲げる船舶のみをもって営む海上運送事業には、適用しない。ただし、人の運送をする船舶運航事業であつて、②に掲げる舟のみをもって営むもの以外のものについては、この限りでない。
- ① 総トン数  ケ  の船舶
- ②  コ  のみをもって運転し、又は主として  コ  をもって運転する舟

## 9. 港湾運送事業法

1. 次の文章は、港湾運送事業法に関する文章である。正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 地方港湾においてはしけ運送事業を営もうとする者は、運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- (2) 港湾運送事業法上、「港湾運送事業」とは、営利を目的とする事業に限定されている。
- (3) 国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便を阻害している事実があると認める場合だけでなく、その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときについても、当該港湾運送事業者に対し、事業計画の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (4) 港湾運送事業を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに、国土交通大臣の免許を受けなければならない。
- (5) 港湾運送事業者は、利用者に対して、收受した運賃及び料金の割戻をしてはいけない。

2. 次の文章は、港湾運送事業法に関する文章である。□に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) この法律は、港湾運送に関する□アを確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。
- (2) 港湾運送事業者は、その□イを他人に港湾運送事業のため利用させてはならない。
- (3) 港湾運送事業者は、特定の利用者に対し貨物の多寡その他の理由により不当な□ウをしてはならない。
- (4) 港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の□エを受けなければならない。但し、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
- (5) 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の□オ日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

語 群

- ①認可 ②秩序 ③事業環境 ④三十 ⑤港湾労働者 ⑥許可 ⑦基盤 ⑧荷受人  
⑨名義 ⑩六十 ⑪差別的取扱 ⑫免許 ⑬十五 ⑭荷役

## 10. 内航海運業法

1. 次の文章の□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶(はしけを含む。)以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが□アにあるものをいう。
- ① □イのみをもつて運転し、又は主として□イをもつて運転する舟  
② 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項の漁船
- (2) 総トン数□ウ又は長さ□エの船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。
- (3) 内航海運業者(船舶の□オをする事業のみを行う者を除く。)は、□カの荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、内航運送約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (4) 内航海運業者は、その□キを他人に内航海運業のために利用させてはならない。
- (5) 内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者は、事業を休止し、又は廃止したときは、その日から□ク日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- ※ 第三条第二項の届出・・・事業開始の届出
- (6) 国土交通大臣は、内航海運業の健全な発達を図るため必要があると認めるときは、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者に対し、業務運営の改善、船質の改善その他当該事業の合理化に関し□ケすることができる。
- (7) 地方運輸局長は、その権限に属する内航海運業の□コの命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

## 11. 港則法

1. 次の文章は港則法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。  
(7点)

- (1) この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又は□□□□  
が常時出入する港であつて、□□□□で定めるものをいう。
- (2) 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の□□□□を受けるべき場  
合を除いて、港長の□□□□した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。  
但し、港長が□□□□以外の危険物を積載した船舶につきその□□□□並びに危険物  
の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでな  
い。
- (3) 特定港の国土交通省令で定める区域内において□□□□が国土交通省令で定める□  
□□□以上である船舶を□□□□させ、又はドックに出入させようとする者は、その  
旨を港長に届け出なければならない。

2. 港則法に関する次の(1)～(3)の文章のうち、許可を必要とするものにはAを、届出  
を必要とするものにはBを、許可も届出も必要としないものにはCを解答欄に記入せよ。  
(3点)

- (1) 特定港内で使用すべき私設信号の設定  
(2) 特定港内における端艇競争  
(3) 特定港以外の法適用港の港域内における危険物の運搬

## 12. 海上交通安全法

1. 海上交通安全法に関する次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(7点)

- (1) 海上交通安全法は、航路として東京湾に浦賀水道航路及び中ノ瀬航路を、アに伊良湖水道航路を、瀬戸内海に明石海峡航路、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、イ航路及び来島海峡航路を定めている。
- (2) ウは、工事又は作業の実施等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、エにより、期間を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。
- (3) 明石海峡航路を航行しようとする巨大船の船長は、航路外から航路に入ろうとする日のオまでに、船舶の名称等を大阪湾海上交通センターの長に対して通報しなければならない。
- (4) 法第30条第1項の許可を受けようとする者は、申請書カ通を当該申請に係る行為に係る場所を管轄する海上保安部の長を経由してキに提出しなければならない。

2. 海上交通安全法に関する次の文章中、に入る適切な語句を下欄から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 巨大船とはア以上の船舶をいう。
- (2) 航路を航行する義務のある船舶は、イ以上の船舶である。
- (3) ばら積みの引火性液体類を積載しているウ以上の船舶は、海上交通安全法上、危険物積載船に該当する。

- |             |              |              |
|-------------|--------------|--------------|
| ①長さ50メートル   | ②長さ70メートル    | ③長さ100メートル   |
| ④長さ150メートル  | ⑤長さ200メートル   | ⑥長さ250メートル   |
| ⑦総トン数500トン  | ⑧総トン数1000トン  | ⑨総トン数3000トン  |
| ⑩総トン数5000トン | ⑪総トン数10000トン | ⑫総トン数25000トン |

### 13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 次の文章中[ ]に入る適切な語句を下の語群の中から1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、その旨を[ ]に届け出なければならない。
- (2) 廃棄物の排出に常用する船舶として登録した船舶の登録事項に変更があったとき、又は廃棄物の排出に常用しなくなったときは、当該船舶の船舶所有者は、遅滞なく、その旨を[ ]に届け出なければならない。
- (3) 海洋施設を設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、[ ]に届け出なければならない。
- (4) 海洋施設の設置の届出をしようとする者は、その設置の工事の開始の日の[ ]前までに届出書を提出しなければならない。
- (5) 船舶所有者は、海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、海洋汚染等防止証書等書換申請書を[ ]に提出し、その書換えを受けなければならない。

- |  |  |  |
|--|--|--|
| (1) (イ)国土交通大臣<br>(ロ)環境大臣<br>(ハ)海上保安庁長官 | (2) (イ)国土交通大臣<br>(ロ)海上保安庁長官<br>(ハ)地方運輸局長 | (3) (イ)国土交通大臣<br>(ロ)海上保安庁長官<br>(ハ)地方運輸局長 |
| (4) (イ)二十日<br>(ロ)三十日<br>(ハ)六十日         | (5) (イ)国土交通大臣<br>(ロ)環境大臣<br>(ハ)地方運輸局長    |  |

2. 次の(1)から(5)の記述のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等（ふん尿等排出防止設備を除く。）及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う臨時検査を受けなければならない。

- (2) 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。
- (3) 海洋汚染等防止証書の有効期間は、五年（平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）である。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。
- (4) 港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行おうとするときは、廃油処理施設ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (5) 廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

## 14. 船舶法

1. 次の文章は船舶法の条文である。□に入る適切な語句を以下の語群から1つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 日本船舶ノ所有者ハ□ア□ヲ為シタル後船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ備ヘタル□イ□ニ登録ヲ為スコトヲ要ス
- (2) 日本船舶ノ所有者ハ国土交通大臣ノ定ムル期日マデニ□ウ□ヲ其船舶ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁(其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ最寄ノ管海官庁)ニ提出シ其□エ□ヲ受クルコトヲ要ス
- (3) 船舶所有者カ其船舶ヲ□オ□シタル場合ニ於テ其総トン数ニ変更ヲ生シタルモノト認ムルトキハ遅滞ナク船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ其船舶ノ総トン数ノ□カ□ヲ申請スルコトヲ要ス
- (4) 日本ニ於テ船舶ヲ取得シタル者カ其□キ□ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域内ニ船籍港ヲ定メサルトキハ其管海官庁ノ所在地ニ於テ□ク□ヲ請受クルコトヲ得
- (5) 管海官庁ハ船舶ノ総トン数、□ケ□又ハ標示ニ関シ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシテ船舶ニ□コ□セシムルコトヲ得

1. 書換	2. 搜索	3. 測度	4. 検認	5. 交付
6. 抹消	7. 延期	8. 打刻	9. 取得	10. 解撤
11. 進水	12. 改測	13. 譲渡	14. 臨検	15. 登録
16. 廃棄	17. 建造	18. 登記	19. 修繕	20. 訂正
21. 所在地	22. 船籍簿	23. 寄港地	24. 船名録	25. 取得地
26. 職権打刻	27. 船舶原簿	28. 職権抹消	29. 航行停止	
30. 船舶登記簿	31. 船舶件名書	32. 国籍証明書	33. 船舶国籍証書	
34. 最初ニ到着シタル地	35. 仮船舶国籍証書	36. 登録事項証明書		
37. 臨時航行許可証	38. 総トン数計算書	39. 国際トン数証書		

2. 次の文章は、船舶法体系について記載した内容であるが、□に入る適切な語句を以下の語群から1つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 日本の法令により設立された会社であって、その□ア□の全員及び業務を執行する役員の3分の2以上が日本国民であるものが所有する船舶は日本船舶である。

- (2) 日本船舶はその名称、船籍港、番号、、喫水の尺度その他の事項を標示しなければならない。
- (3) 登録を行った総トン数20トン以上の船舶の所有者に変更があったときは、新所有者は船舶国籍証書のを申請した後でなければ、その船舶を航行させることができない。ただし、その事実を知るに至るまでの間及び事実を知った日から2週間以内はこの限りでない。
- (4) 登録を行った総トン数20トン以上の船舶の所有者に変更があったときは、新所有者は申請書に登記簿謄本、抄本又はを添付して変更登録の申請を行わなければならない。
- (5) 総トン数20トン以上の船舶の船籍港は、原則としてに定めることとなっている。ただし、船舶の航行しうる水面に接していないなど、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
- (6) 船舶所有者が船舶件名書に記載した事項に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、その旨を説明し、を申請しなければならない。
- (7) 船舶原簿に記録した事項を証明する書面をといい、何人でも管海官庁に対し手数料を納付することにより、その交付を申請することができる。
- (8) 日本船舶が国籍を詐る目的をもって日本の国旗以外の旗章を掲げたときは、船長を2年以下の懲役又は以下の罰金に処する。
- (9) 船籍港の変更以外の変更登録を申請するときは、申請者は6,700円（電子申請の場合は）の手数を納付しなければならない。
- (10) 平成18年4月1日から、船舶原簿の登録事項からが削除された。

1. 株主	2. 書換	3. 更新	4. 国籍	5. 訂正
6. 容積	7. 検認	8. 抹消	9. 延期	10. 出資者
11. 乗組員	12. 再交付	13. 従業員	14. 造船地	15. 代表者
16. 7,000円	17. 100万円	18. 6,600円	19. 6,800円	20. 30万円
21. 50万円	22. 6,500円	23. 10万円	24. 総トン数	25. 登記済証
26. 信号符字	27. 売買契約書	28. 進水の年月	29. 船長の住所	
30. 造船証明書	31. 船舶件名書	32. 船舶明細書	33. 譲渡証明書	
34. 船舶の所在地	35. 船舶国籍証書	36. 登録事項証明書		
37. 船舶所有者の住所	38. 船舶の取得地	39. 載貨重量トン数		

## 15. 船舶安全法

1. 次の各文は、船舶安全法に関するものである。□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) □ア□検査とは、初めて□イ□の用に供するとき又は船舶検査証書の□ウ□が満了したとき行う精密な検査である。
- (2) 第八条ノ船舶ノ受有スル船舶検査証書ハ其ノ船舶ガ当該□エ□ノ登録ヲ抹消セラレ又ハ□オ□ト為リタルトキハ其ノ□ウ□満了ス
- (3) 管海官庁ハ第六条ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ□カ□ヲ交付シ又ハ□キ□ヲ附スベシ
- (4) □ク□を受けた製造者が当該□ク□物件を製造し、且つ管海官庁、□ケ□又は小型船舶検査機構の検定を受けた場合には、当該物件に関する船舶安全法第五条の検査(□コ□を除く。)又は第六条の検査を省略する。

2. 次の文章は、船舶安全法に関するものである。□に入る適切な語句を語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、同じ語句を2回以上用いてはならない。

(10点)

- (1) 小型船舶とは、□ア□未満の船舶をいう。
- (2) 旅客船とは、□イ□人を超える旅客定員を有する船舶をいう。
- (3) 総トン数□ウ□トン以上の漁船には□エ□の標示が必要である。
- (4) 本邦施行地において製造する□オ□以上の船舶の□カ□は、製造に着手したときから製造検査を受けなければならない。
- (5) 船舶安全法第六条第三項の規定による検査は当該□キ□を管轄する管海官庁が行う。
- (6) 整備認定事業場において、□ク□に従い整備されたことを確認した物件については、その後□ケ□日以内に行う定期検査又は中間検査において当該確認に係る事項が省略される。
- (7) 管海官庁ハ船舶ノ検査ニ関スル事項ヲ記録スル為最初ノ定期検査ニ合格シタル船舶ニ対シテ□コ□ヲ交付スベシ

(語群)

- |              |              |              |          |            |        |
|--------------|--------------|--------------|----------|------------|--------|
| 1. 満載喫水線     | 2. 12        | 3. 20        | 4. 船舶所有者 | 5. 船舶検査証書  |        |
| 6. 長さ12メートル  | 7. 整備要領書     | 8. 船舶検査済票    | 9. 製造者   | 10. 船舶の所在地 |        |
| 11. 船籍港      | 12. 物件の所在地   | 13. 総トン数20トン | 14. 30   | 15. 整備規程   | 16. 24 |
| 17. 総トン数12トン | 18. 長さ24メートル | 19. 長さ20メートル | 20. 15   | 21. 船舶検査手帳 |        |
| 22. 8        | 23. 長さ30メートル |              |          |            |        |

## 16. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 次の文章は、「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文を引用したものであるが、に入る適切な語句を下から選び番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約（以下「条約」という。）を実施するとともに、海事に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶のトン数の測度及びの交付に関し必要な事項を定めるものとする。
- (2) この法律においてとは、外気に面したすべての開口に閉鎖装置を備えることその他の国土交通省令で定める基準に適合する甲板のうち最上層のものをいう。
- (3) 総トン数は、我が国における海事に関する制度において、船舶のを表すための主たる指標として用いられる指標とする。
- (4) は、旅客又は貨物の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。
- (5) 船舶所有者は、国際トン数証書が滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、国土交通大臣に対し、そのを申請することができる。
- (6) は、次に掲げる場合には、その事実を知つた日から二週間以内に、国際トン数証書をに返還しなければならない。ただし、国際トン数証書を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。
- ① 船舶が滅失し、沈没し、又はされたとき。
  - ② 船舶が日本のを喪失したとき。
  - ③ 船舶の存否が三箇月間不明になつたとき。
  - ④ 船舶が国際航海に従事する船舶でなくなつたとき。
  - ⑤ 船舶が長さ二十四メートル以上の船舶でなくなつたとき。

- |               |            |            |               |
|---------------|------------|------------|---------------|
| 1. 船舶国籍証書     | 2. 国際トン数証書 | 3. 上甲板     | 4. 第二甲板       |
| 5. 風雨密        | 6. 水密      | 7. 重さ      | 8. 大きさ        |
| 9. 総トン数       | 10. 純トン数   | 11. 国際総トン数 | 12. 載貨重量トン数   |
| 13. 新規交付      | 14. 再交付    | 15. 訂正     | 16. 二十四メートル以上 |
| 17. 二十四メートル未満 | 18. 船舶借入人  | 19. 船舶管理人  | 20. 船舶所有者     |
| 21. 国土交通大臣    | 22. 管海官庁   | 23. 解撤     | 24. 独航機能撤去    |
| 25. 船籍        | 26. 国籍     |            |               |

## 17. 造船法

1. 次の文章の  に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 造船法は、アの向上を図り、あわせて造船に関する事業のイな運営を期することを目的とする。
- (2) 総トン数ウトン以上又は長さ五十メートル以上のエの船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、オ、若しくは借り受けようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (3) 設問(2)の許可を受けるには、基準に適合しなければならないが、許可の基準に、「許可を受けようとする者のカ的及び経理的基礎が確実であること」がある。
- (4) 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくははぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者に対して、そのキ、販売、ク及び施設について報告をさせることができる。
- (5) ケ報告書は、船舶の製造又は修繕をする事業を営んでいる者であつて、設問(2)の施設を所有し、又は借り受けているものが、国土交通大臣に施設の概要を報告するものである。  
ケ報告書は、毎年コまでに国土交通大臣に提出しなければならないが、前回提出時の報告書記載事項に変更がない場合には、この限りでない。

## 18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

1. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に定める、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置について、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、ア (当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理、当該国際航海日本船舶の周囲の監視、積荷及び船用品の管理その他の当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が設定するイに対応して当該国際航海日本船舶の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。) を実施しなければならない。
- (2) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係るウ (当該国際航海日本船舶に係るエ等の設置に関する事項、アの実施に関する事項、オの選任に関する事項、船舶保安管理者の選任に関する事項、カの実施に関する事項及びキの備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。) を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。
- (3) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際航海に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係るエ等の設置、アの実施、オ及び船舶保安管理者の選任、カの実施、キの備付け並びにウの備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行うクを受けなければならない。
- (4) 国際航海日本船舶は、有効なケ又はコの交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。